

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 広 発 第 6 7 号
令 和 7 年 6 月 1 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和13年3月31日まで
被害者支援係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

佐賀県警察被害者支援推進委員会の設置について（通達）

見出しの委員会については、「佐賀県警察被害者支援推進委員会の設置について」（令和6年5月30日付け佐本広発第86号。以下「旧通達」という。）に基づき、設置、運用してきたところであるが、この度、組織改編等に伴い、新たに別添「佐賀県警察被害者支援推進委員会設置要綱」を定め、令和7年6月18日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達については、令和7年6月18日で廃止する。

別添

佐賀県警察被害者支援推進委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 「佐賀県警察犯罪被害者支援基本計画」(以下「計画」という。)に基き、県警察本部に佐賀県警察被害者支援推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、計画の推進状況を管理し、必要な調整を行うとともに、次期の「佐賀県犯罪被害者支援基本計画」(以下「次期計画」という。)を決定することを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その委員会を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事会は、以下の任務を行う。

(1) 次期計画案の策定

(2) 計画の推進状況の点検及び検証

(3) その他委員会に付議すべき事項及び委員会から指示を受けた事項の調査、検討等

4 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その会議を主宰する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、警務部広報県民課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

委員長、副委員長及び委員

委員長	警務部長
副委員長	広報県民課長
委員	警務課長
	人材育成課長
	会計課長
	会計課施設装備室長
	生活安全企画課長
	人身安全・少年課長
	サイバー犯罪対策課長
	地域課長
	刑事企画課長
	捜査第一課長
	捜査第二課長
	組織犯罪対策課長
	鑑識課長
	交通企画課長
	交通指導課長
	警備第一課長
	警備第二課長

別表第 2（第 5 条関係）

幹事長、副幹事長及び幹事

幹事長	広報県民課長
副幹事長	犯罪被害者支援室長 刑事指導官
幹事	広報県民課課長補佐
	警務課課長補佐
	人材育成課課長補佐
	会計課課長補佐
	生活安全企画課課長補佐
	人身安全・少年課課長補佐
	サイバー犯罪対策課課長補佐
	地域課課長補佐
	刑事企画課課長補佐
	捜査第一課課長補佐
	捜査第二課課長補佐
	組織犯罪対策課課長補佐
	鑑識課課長補佐
	交通企画課課長補佐
	交通指導課課長補佐
	警備第一課課長補佐
	警備第二課課長補佐